



就労支援員 募集のお知らせ

(宜野湾市役所保護課・会計年度任用職員)

職種	就労支援員	
業務内容	・生活保護法に基づく生活保護受給者の就労支援業務（面接、窓口・電話対応、履歴書作成及び面接に関する指導、求人情報提供、ハローワーク等関係機関との連携および連絡調整に関すること、個別求人開拓、定着支援など）。 ・上記業務に付随する文書作成、記録整備など ・その他所属長が必要と認める業務。	
応募資格	・必須：就労に関する相談支援業務の経験１年以上 ・資格（望む）：社会福祉主事、キャリアコンサルタント ※条件を満たさない場合でも一定の相談業務経験などを考慮し、選考することがあります。 普通自動車運転免許。 パソコン操作技能。（Wordでの簡易な文書作成やレイアウトの調整、Excel入力や検索、フィルタ、基礎的な関数の操作といった基本的機能を想定しています。）	
任用期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで。 ※勤務開始日はご相談ください。 ※１か月間は条件付き採用期間となります。	
勤務日	週５日（月曜日から金曜日） 休日：土、日、祝祭日、慰霊の日、年末年始	
勤務時間	週３０時間（８時３０分～１７時までの間で１日６時間）	
勤務場所	宜野湾市役所別館（保護課）	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大２０日付与 ※初年度は最大１２日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇（最大年１０日）、子の看護休暇（最大年５日）、夏季休暇（最大３日）、産前・産後休暇、配偶者出産等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額（時給額）	１,４１６円～１,４８０円（資格あり １,４８７円～１,５３１円）	
報酬支給日	月末締め、翌月１５日支払い ※期末手当については、６月１０日及び１２月１０日支払い	
諸手当	期末手当	年４.６５月分（６月と１２月に支給） ※任用期間等により支給対象とならない場合や支給率が上記と異なる場合があります。

	通勤手当	距離に応じ支給
社会保険	週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満 ・報酬の月額が 8.8 万円以上であること ・学生でないこと ・2 カ月を超える任用があること ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの	
労災保険	あり	
備考	・本事業予算は 3 月議会の承認を経て決定されるため、採用内示についてはあくまで内定として取り扱うことをご了承ください。 ・報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。 ・勤務日、勤務時間については相談に応じます。	
問合せ先	098-893-4411（内線 3642） 担当：山川	